

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年10月31日（火）

令和5年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年10月31日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第62号 非農地証明願について
- 第4 議案第63号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第64号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第6 議案第65号 特定農地貸付承認申請について
- 第7 議案第66号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第8 議案第67号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第9 議案第68号 茅ヶ崎市農業振興地域整備計画について
- 第10 報告第26号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第11 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第12 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 3	三橋	清高	君
区域 5	平牧	直樹	君				

欠席委員

7 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時04分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 5 年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、7 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 3 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。6 番今井英夫委員、8 番原田勝幸委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第60号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

5 番小西委員より、報告をお願いいたします。

○5 番（小西利章君） 議案第60号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 5 年10月16日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、64㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、ブロッコリー、レタス等を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人73歳、従事日数300日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

10番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和5年10月11日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、578㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、足場板や外構で使うブロック等の保管場所やダンプのほかバックホー等の重機置場となります。

雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、敷地内においてコンクリートブロック2段を新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第62号、非農地証明願について、1番及び2番案件を上程いたしますが、1番案件の審議につきましては、出席委員の案件となるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、該当委員におかれましては退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時09分休憩

(休憩中に委員退室)

午後2時10分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。1番案件について、10番野中委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第62号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和5年10月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、364㎡でございます。

当該地は、10年以上前から宅地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「固定資産に対する公課、課税又は所有証明」により、客観的に証明できることから、非農地要件をすべて満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第62号、非農地証明願

についてのうち、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

(休憩中に委員入室)

午後2時15分再開

○議長(齋藤和子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番案件について、10番野中委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○10番(野中清君) 続いて、2番案件をご報告いたします。

令和5年10月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、2筆、登記地目はいずれも畑、合計442㎡でございます。

当該地は、10年以上前から宅地となっており、農地として利用されることなく現在に至っており、1番案件同様、「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第62号、非農地証明願についてのうち、2番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第4、議案第63号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から5番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

担当委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

1番案件は、区域5平牧委員、2番及び3番案件は、区域3三橋委員、4番及び5番案件は、区域1市川委員より報告をお願いいたします。始めに、1番案件について報告をお願いいたします。

○区域5(平牧直樹君) 議案第63号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、4筆、いずれも畑、合計2,054㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までで、更に3年間更新するものです。

権利の種類は、賃借権及び使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

続いて、2番及び3番案件について報告をお願いいたします。

○区域3(三橋清高君) 続いて、2番及び3番案件をご報告いたしますが、借り手が同じ法人となりますので、3番案件にてまとめて報告いたします。

～2番及び3番案件について内容を説明～

2番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計634㎡でございます。

続いて、3番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畑、合計826㎡でございます。

両案件とも、権利の存続期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までで、新た

に3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、4番及び5番案件について報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、4番及び5番案件をご報告いたしますが、借り手が同一となりますので、5番案件にてまとめて報告いたします。

～4番及び5番案件について内容を説明～

4番案件の利用権を設定する農地は、4筆、いずれも畑、合計2,929㎡でございます。

続いて、5番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,480㎡でございます。

権利の存続期間は、いずれも、令和5年11月1日から令和8年10月31日までで、更に3年間更新するものです。

権利の種類は、4番案件は、使用貸借権、5番案件は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 1番案件について、権利の種類が、賃借権と使用貸借権とがありますが、地番が離れているので、後で、追加で借りたのからかもしれないですが、権利の種類が、分かれていることについて、どんな経過があるのでしょうか。

○事務局（担当者） 4筆とも一体として利用していますが、元々は、3筆を賃借権設定して借りていましたが、拡大するために追加で借りた1筆については、賃借権を設定しないで使用貸借で借りていると聞いております。

○議長（齋藤和子君） ほかに、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第63号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から5番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第64号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件を上程いたします。

区域1市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 議案第64号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、4筆、いずれも畑、合計3,103㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年11月1日から令和10年11月30日までとなり、更に5年間更新するものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～事務局より、議案の趣旨・目的・事務手続き等の概要説明がありました。～

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第64号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第65号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を上程いたします。

区域1市川委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 議案第65号、特定農地貸付承認申請について、1番案件をご報

告いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものです。

承認を受けた者は、特定農地貸付の用に供する農地において、所有権や使用収益を目的とした権利の取得及び設定をする場合において、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

令和5年10月17日に、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計310㎡です。

1区画の貸付面積は60㎡で、計4区画、貸付に係る利用料は年間12,000円で、貸付期間は5年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○5番（小西利章君） 1区画の年間利用料の記載がありますが、市民農園について、利用料の金額について規定があるのですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 利用料については、開設者が設定するものです。今回の所有者の方は、近隣でも開設していますので、その金額を基に設定しているのではないかと考えられます。

○議長（齋藤和子君） ほかに、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第65号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第66号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。

10番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第66号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和5年3月8日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和5年10月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

相続人は、21筆、合計10,658㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2筆、いずれも畑、合計2,105㎡につきましては、準備中でした。

11筆、合計4,604㎡のうち、田は、水稻準備中であり、現況畑では、栗の肥培管理、ダイコン、ナス、サトイモ等が作付けされているほかは準備中でした。

3筆、いずれも現況畑、合計2,831㎡につきましては、栗が肥培管理されているほか準備中でした。

5筆、いずれも田、合計1,118㎡につきましては、水稻準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、草刈り機、耕運機、そのほか一式でございます。

労働力は、本人54歳、従事日数200日、兼業、配偶者54歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第66号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第8、議案第67号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から7番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から7番案件について、5番小西委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○5番(小西利章君) 議案第67号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から7番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1番案件をご報告いたします。

令和5年10月16日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計693㎡につきましては、一体として耕作されており、ナス、ダイコン、アスパラ等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、刈払機、そのほか一式でございます。

労働力は、本人80歳、従事日数300日、専業、配偶者79歳、従事日数250日、専業、子49歳、従事日数60日、兼業でございます。

続いて、2番から4番案件をご報告いたします。

令和5年10月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番から4番案件について内容を説明～

2番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも現況畑、合計2,411.46㎡につきましては、ハウス内にてミニトマトが作付けされておりました。

1筆、畑、500㎡につきましては、ジャガイモが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、刈払機、田植え機、軽トラ、そのほか一式でございます。

労働力につきましては、本人71歳、従事日数300日、専業、配偶者67歳、従事日数250日、専業、子38歳、従事日数300日、専業、子の配偶者36歳、従事日数150日、専業でございます。

続いて、3番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計2,465㎡につきましては、サトイモ、オクラ等が作付けされているほか、ウメ、カキが肥培管理されておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラ、そのほか一式でございます。

労働力は、本人79歳、従事日数180日、兼業、配偶者71歳、従事日数50日、兼業でございます。

続いて、4番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計3,292㎡につきましては、ダイコンやサトイモが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、そのほか一式でございます。

労働力は、本人51歳、従事日数300日、専業、配偶者47歳、従事日数60日、専業でございます。

続いて、5番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

令和5年10月16日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～5番案件について内容を説明～

5筆、いずれも畑、合計1,560.91㎡につきましては、一体として耕作されており、ネギが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、現況畑、826㎡につきましては、ネギ、ゴボウ、サトイモ、バジル等が作付けされておりました。

7筆、いずれも現況畑、合計3,882.75㎡につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、コマツナが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、そのほか一式でございます。

労働力は、本人70歳、従事日数250日、専業、配偶者72歳、従事日数150日、兼業、子37歳、従事日数60日、兼業でございます。

続いて、6番及び7番案件をご報告いたします。

令和5年10月12日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

～6番案件及び7番案件について内容を説明～

6 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

10筆、いずれも現況畑、合計3,838.50㎡につきましては、ネギ、ナス、ダイコン等が作付けされているほか、準備中でした。

1 筆、畑、1,103㎡につきましては、ナガイモ、ダイコン、ショウガが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、そのほか一式でございます。

労働力は、本人79歳、従事日数360日、専業、配偶者76歳、従事日数360日、専業、子51歳、従事日数360日、専業、子の配偶者50歳、従事日数360日、専業でございます。

続いて7番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、996㎡につきましては、ハウス内では花苗が肥培管理されており、露地では落花生、ブロッコリー、ルッコラが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラ、そのほか一式でございます。

労働力は、本人43歳、従事日数150日、兼業、母71歳、従事日数300日、専業、おじ67歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第67号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番から7番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第9、議案第68号、茅ヶ崎市農業振興地域整備計画についてを上程いたします。農業水産課より説明いたします。

○農業水産課副主査（江積卓弥君） 議案第68号、茅ヶ崎農業振興地域整備計画についてをご説明させていただきます。

本計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定により、今後10年以上にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域として県が農業振興地域を定めており、県の指定に基づき市町村が農業振興地域整備計画を定めなければならないとされております。

茅ヶ崎市では、昭和48年に計画を策定し概ね5年ごとに見直しを行っており、直近では令和3年度に計画の見直しを行いました。

今回、農業委員会の窓口相談において、相談地が宅地にも関わらず、農用地利用計画の一覧に位置付けられていたという錯誤があり、改めて見直しを行ったところ芹沢地区と萩園地区の一部において、農振農用地から既に除外済みであった農地や県道及び市道等の公共用地が含まれていたことから、計画と現況との整合性を図るため県へ農振除外の申請手続きを行うこととなりました。

修正箇所としては、農用地利用計画の一覧から除外すべき地番を削除するものとなります。今回、除外する地区の一部について、該当箇所を示した地図にて参考に供覧させていただきます。

錯誤等の除外の手続きとしては、農業委員会のほか、さがみ農業協同組合と神奈川県相模川左岸土地改良区にも意見照会することとされており、各団体からの意見を添え、県との事前相談となります。

県からの回答後、計画案の公告と縦覧を行い、15日間の異議申し出期間において、意見無しであった場合、県との計画変更の協議、県知事の同意を以て計画の変更手続きとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 農業水産課の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 計画の見直しが5年ごとに行われているが、茅ヶ崎市では、具体的にどのような手法で計画見直しが行われているのか。

○農業水産課副主査（江積卓弥君） 基本的には、5年に1回、基礎調査を行うこととされており、基礎調査を行って、必要であれば、計画の見直しを行うことになっています。実際に、茅ヶ崎市で行われている見直しは、分合筆で地番が変わった筆や道路用地になった筆などの変更が加わった部分に対して、軽微な修正を加えているのが主なところになります。

○12番（朝倉直芳君） 5年ごとに見直しされた冊子が発行されるということですか。

○事務局長（岡崎貴裕君） それを公表しています。

○議長（齋藤和子君） ほかに、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第68号、茅ヶ崎市農業振興地域整備計画について、説明のとおり変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第10から12、報告第26から28号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出に至るまでの専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 11ページ、報告第26号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番から3番案件となっております。

続いて、12ページ、報告第27号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番から5番案件となっており、転用目的は住宅敷地・駐車場敷地でございます

続いて、13から14ページ、報告第28号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番から13番案件となっており、転用目的は住宅敷地・保育園敷地・障害者施設敷地・道路敷地・駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第26から28号、農地法第3条の

3の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時54分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員